



# 職業訓練受講中の 託児サービスのご案内



職業訓練「パソコン基礎科4（育児等短時間・託児付）」を受講される場合、以下の条件を満たす方は「託児サービス」を利用することができます。



## 利用対象者

- (1) 就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって当該児童を保育できない方、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない方
- (2) 本校長が、利用希望者から提出された「職業訓練期間中に係る託児サービス利用申込書」等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた方



## 託児サービスの内容

- (1) 上記の利用対象者に対して、訓練期間中及び休憩時間中に、託児サービスを提供します。
- (2) 利用対象者自らが託児サービス提供場所までの送迎を行う必要があります。



## 定員

5名

託児施設の事情等により、定員以内でも利用ができない場合があります。なお、託児サービス利用者とならなかった場合でも、訓練を受講することはできます。



## 費用

託児サービス利用料は無料

※ ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食代（ミルク、おやつを含む）、おむつ代等の実費分は利用者負担



## 託児サービス提供機関

社会福祉法人 宏仁会  
 きらきら保育園（小規模保育事業A型）  
 青森市浜田玉川247-1  
 ヴァンピュール南青森内  
 電話：017-762-5336  
 《預かり対象年齢》（利用開始日の年齢）  
**生後3か月から5歳まで**

## 地図



## 託児サービス開始までの流れ

※受講申込前に施設見学を希望される場合は、直接託児施設へ電話にて事前予約をお願いします。



※ **10/12(水)15時30分より施設見学・親子面談を予定しておりますので、託児サービスの利用申込みをされた方は、お子様同伴で「きらきら保育園」へ直接お越しください。**

- ※ 託児施設の空き状況、託児サービスの応募状況により、すべての申込者が利用できるとは限りません。
- ※ 託児施設の利用は、通常の保育と異なり、職業訓練事業の一環として実施するものです。利用の方が託児施設に直接申込をされる必要はありません（直接申し込みをされた場合、本サービスの対象となりませんのでご注意ください。）。